

指導行政のポイント

増える“希望降任”

菱村 幸彦

先ごろ、教頭などから教諭への希望降任者が過去最多の106人になったというニュースが報道された（10月17日付「毎日新聞」など）。

全国的に広がった希望降任制

文部科学省の調査によると、平成19年度における希望降任者は、教頭から教諭が70人、校長から教頭が1人、校長から教諭が4人、主幹教諭から教諭が31人だったという。

降任の理由は、精神病を含む「健康上の問題」が53%、仕事が過重など「職務上の問題」が27%、家族の介護など「家庭の事情」が18%となっている。

希望降任制度は、管理職員が健康状態や家庭環境の変化等により、職責を果たすことが困難となった場合、本人希望に基づいて降任を認めることで、本人の心身の負担を軽減するとともに、組織の活性化を図ることをねらいとしている。

平成10年代に入って、都道府県や市町村の一般職員について始まったが、平成13年に東京都教委が導入したのがきっかけとなって、その後、教員についても全国的に広がり、現在、希望降任制度は44の都府県教委と15の政令市教委で実施されている。

希望降任制度については、法令上、格別の規定はない。地方公務員法は「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず」（27条）と定めており、その反対解釈として、本人の希望に基づき降任を認めるものである。

したがって、わざわざ希望降任制度を設けなくとも、事実上、本人の希望により降任をすることができるが、管理職のなかには自分の意思で降任できるとは知らず、一人で悩みを抱え込むケースなどもあることから、希望降任制度を設けて、その趣旨を明

確にしているわけである。

ところで、新聞報道では「退任希望が過去最多」とか「4年間で1.4倍に増加」などと、降任希望者の増加を特筆している。が、果たして、希望降任者数は多いというべきか。

教頭の負担過重をどう解消するか

降任が目立つのは、教頭の70人である。現在、公立学校の教頭（副校長を含む）は、小・中・高・特別支援学校を合わせると、約39,600人であるから、希望降任者の比率は0.17%に過ぎない。このうち7割は健康上の理由か家庭の事情で降任しているため、教頭の仕事がつらくて降任した者はわずか20人前後、全教頭の0.05%しかない。この数字でみる限り、特に多いとは言えない。

とはいえ、調査開始以来、希望降任制度の利用者の大部分を教頭が占めていることは、看過できない問題である。

文科省が行った全国の小・中学校教員勤務実態調査では、教頭・副校長の平均勤務時間は1日約12時間で、校長や一般教員より1～2時間長くなっている。

教頭の職に就くと、校務の総合調整、教員の人事管理、児童・生徒の管理、教委との連絡調整、保護者や地域住民への対応など、仕事の質も変わり量も増える。希望降任には至らないまでも、仕事の負担過重に悩んでいる教頭は少なくない。教頭職の負担を軽減するための手だてが必要である。

主幹教諭の配置がその1つの手だてであるが、その主幹教諭の降任比率が0.24%で、早くも教頭の降任率を上回っている。降任率でみる限り、主幹教諭も難しい問題を抱えているようだ。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定！

『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』好評発売中！ B5版 2,520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）